

令和6年度事業計画（案）

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

（はじめに）

令和6年度は、働き方改革実現に向けた取り組みの一環として、一部猶予されている事業・業務を含め時間外労働の上限規制が本格的に適用されます。また、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に引き下げられて以降、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰や人手不足、国際競争力をあげるための賃上げ等の影響があり、我々社労士の顧問先の多くである中小企業・小規模事業者は適正な価格転嫁が進まない等依然として厳しい状況に置かれています。

連合会では、『人を大切に作る企業』づくりから『人を大切に作る社会』の実現へ」をテーマとして掲げ、多様で柔軟な働き方の創造、導入及び浸透を目的とした政策提言を行っています。

このような状況のもと、今年度は次の課題を重点とし、積極的に事業を展開して参ります。会員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 行政手続きのデジタル化への対応について

電子申請を始めとした行政機関等のデジタル化への対応を推進します。また、セキュリティ対策の推進に係る事業を検討し、実施します。社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRPII）についても、セキュリティ面の強化の一環として引き続き取得を促進します。

2. 倫理関係について

過年度の倫理研修未受講者に対して倫理研修を受講するよう通知し、倫理研修未受講者の減少に努めます。また、各種会議や定時総会時、研修会の開催時等に倫理綱領の確認を行うなどにより、助成金不正受給への関与等の不適切な業務に関わらないよう意識づけを行います。

3. 研修について

県会が実施した研修の一部をホームページ上で開催後一定期間視聴可能に致します。また、中地協・支部等による研修の動画配信等による共有を促進します。法改正に対応する知識や多方面にわたる専門能力の向上を図ります。

4. 業務開発について

静岡県指定管理者に対する労働条件審査や民間企業主導型保育施設の労務監査、連合会が推奨する「社労士診断認証制度」について、政治連盟と連携しつつ、また連合会の動向を踏まえた上で、普及促進に向けた調査、検討等を実施します。働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）への入札は公告されれば引き続き実施します。

5. 広報関係について

昨年度から持ち越しとなったホームページリニューアルを実施し、利活用を図ります。対外広報だけでなく、会員サービスの視点も加えて効果的な事業を検討し、実施します。

6. 県会組織及び業務の機能強化について

昨年度「県会あるべき姿プロジェクト」及び「事務局働きがいプロジェクト」から報告頂いた内容に基づき具体化への検討を続け、男女共同参画を推進する立場であることも念頭に、県会組織の在り方や事業、事務局体制、会員個々の専門能力向上に資するよう活動します。

7. 行政機関及び関係団体との交流について

静岡県社会保険労務士政治連盟との連携を強化し、静岡労働局ほか関係団体と意見交換会等を開催します。なお、神奈川県会との意見交換会は引き続き実施し、他の隣接県へ開催の打診を行います。

1. 各委員会及び部会

(1) 総務委員会

本会の効率的な組織運営、適正な財務管理及び友好的な懇親行事を実施するため、総務・財務・厚生各部会の円滑な運営を図り、意見総括を行う。

① 総務部会

イ. 会則・規程等の見直しを行う。

- ・会の実態に合わせた諸規程の見直し
- ・法改正に伴う諸規程の見直し

ロ. 諸規程集の更新管理を行う。また、県会ホームページの会員ページへ最新版が公開されているか確認の徹底を図る。

ハ. 「本会の効率的な組織運営」のための県会と支部のあり方について、また組織の最適化について検討する。

② 財務部会

イ. 適正な予算編成とその執行状況について精査する。

ロ. 会費の納付状況を確認し、滞納者については会費滞納者対応マニュアルに則って対応する。

③ 厚生部会

イ. ボウリング大会、グラウンドゴルフ大会は令和5年度と同様に実施する。

- ・第27回ボウリング大会

令和6年7月27日(土)

於：プラザアピア静岡

- ・第27回グラウンドゴルフ大会

令和6年11月9日(土) [予備日：令和6年11月16日(土)] 於：藤枝総合運動公園

ロ. 県会あるべき姿プロジェクトからの提言を受け、各支部厚生事業担当者との連絡会をスタートし、令和7年度以降実施する新たな行事の検討を行う。

(2) 広報委員会

広報部会、デジタル部会及びホームページプロジェクトの活動を引き続きサポートする。

委員会単独としては以下の活動を行う。

イ. Webex及びチャットワークの利用状況の確認、活用方法の提言、更新契約に向けての情報収集及び提供を行う。

ロ. 会員の不適切情報発信ホームページの対応と問題意識喚起としての丁寧な情報提供を行う。

ハ. 連合会、中地協の関係会合への参加及び伝達を行う。

ニ. 県会ホームページに「理事会だより」を掲載する。

ホ. 非常時の危機管理としての広報事業検討に着手する。

① デジタル部会

イ. 会員にデジタル化の研修や情報提供を実施し、業務効率化に資する事業を実施する。

- ・労務管理ソフト制作、販売事業者が出展する「デジタル化フェア」の企画・運営
- ・セキュリティ関連の研修又は情報提供

- ロ. 電子申請をサポートする体制を作る。
 - ・ホームページリニューアルに合わせ、会員間の質問用チャットを設置
 - ・ホームページリニューアルに合わせ、研修動画配信の新規作成を検討・実施
- ハ. ホームページプロジェクトの活動に参画する。

② 広報部会

- イ. 「会報しずおか」の円滑かつ適時な発行を実現すべく、掲載ルールを確立するとともに、掲載内容の充実を図る。
- ロ. 出前授業を行う学校をさらに増やすため、県内各高等学校および関係機関への案内をきめ細かく実施する。案内チラシ、ノベルティグッズ等、PR用品の検討を行う。
- ハ. 出前授業の講師における技術向上等を実現すべく、出前授業の講師研修会を実施する。
- ニ. 総合労働相談センター及び年金相談センターが実施する無料相談会とADRセンターの広報活動を企画・実施する。
- ホ. 地域の新聞社と連携し、県会にて実施予定のイベントへの取材・掲載を依頼する。
- ヘ. 連合会・中地協と連携し、共用可能な広報素材やマスメディアを活用したイベント及び事業の周知や「社労士制度推進月間」（10月）、「社労士の日」（12月2日）に向けての広報活動を行う。

(3) 業務委員会

- イ. 委員会運営細則別表に定める部会の所掌事項を遂行するため、次に掲げる各部会の計画を部会員及び業務委員が協力して実行する。
- ロ. 会員への相談員・講師に支給する報酬等について適切・妥当な内容となっているか調査、検討を行う。

① 業務研究部会

- イ. 静岡県指定管理者に対する労働関係法令順守状況確認のためのチェックシートと点検マニュアルの作成及び納品を行う。
- ロ. 労働条件審査（自治体等が関連する審査）の受注を念頭に置き、効果的なプレゼン資料の研究を行う。
- ハ. 社労士診断認証制度（私企業を対象とする認証）について、社労士業務の拡大を視野に入れながら、プレゼン資料の研究を行う。

② 研修部会

- イ. 下記の目標を達成するため、特別研修会、必須研修会、倫理研修会、新入会員指導研修会を実施する。
 - ・国民のニーズ、企業の要請に柔軟に応えるための社労士業周辺知識の習得
 - ・最新の知見に基づく顧客サービスを可能にするための業務に関連する法改正情報の提供
 - ・社会保険労務士としての土台をより強固なものにするための労働関連の基本法規や周辺法規の基礎知識の習得
 - ・会員の品位保持及び職業倫理の向上
 - ・新たに入会した者及び登録歴の浅い者が社労士として業務を行うにあたって必要な基礎知識の習得及び当該会員同士の交流

- ロ. 中地協主催「東海4県特別研修会」の当番県であるため、企画、運営を行う。
- ハ. 中地協研修事業合同委員会を通じて構成各会と連携を図り、本会が行う研修動画の共有、提供に努める。
- ニ. 研修部会員と県下8支部の研修担当者の意見交換の場を設け、情報共有を行うとともに今後の県会、支部の研修のあり方について検討を進める。
- ホ. 総合労働相談センター、社労士会労働紛争解決センターと連携し、会員を対象とした労働相談についての研修を企画、開催する。

(4) 非常時災害対策委員会

- イ. 能登半島地震、熊本地震、熊本・西日本豪雨時の社会保険・労働保険関連の特例と相談を考察する。
- ロ. 静岡県災害対策士業連絡会との連携強化のため、調査、考察、協力を行う。
- ハ. 県会ホームページ改修に伴い、災害時連絡掲示板の導入と周知カードの作成を検討する。
- ニ. 県会事務局のBCPの導入を検討する。
- ホ. 非常時災害対策委員会規程、非常時災害対策本部設置マニュアルの改定案を検討する。
- ヘ. 非常時災害発生時の安否確認訓練を実施する。

(5) 苦情処理調整委員会

事務局に入った苦情に迅速に対応する。

(6) 綱紀委員会

会長の諮問に応じて会員の処分等にかかる事項について、調査、審議と答申を行う。

(7) 業務監察委員会

会長の諮問に応じて調査審議と答申を行う。また、各委員は社会保険労務士の職業倫理を高めるように自己研鑽に努め、会長からの答申に備える。

(8) 総合労働相談センター

- イ. 運営委員会を開催する。
- ロ. 労働相談員研修会を開催する。
- ハ. 随時及び定例の労働相談会を企画、開催する。
- ニ. 広報部会と連携し、企画相談会および総合労働相談センター業務の広報を行う。
- ホ. 研修部会と連携し、会員を対象とした公開講座を開催する。
- ヘ. 静岡県士業種連絡交流会、静岡県専門事業者団体連絡協議会等へ労働相談員を派遣する。
- ト. 社労士会労働紛争解決センターとの連携を強化する。

(9) 社労士会労働紛争解決センター静岡運営委員会

- イ. 運営委員会を開催する。
- ロ. あっせん基礎研修会、あっせん実務研修会を開催する。
- ハ. あっせんを実施する。
- ニ. あっせん手続きに関する業務及び広報部会と連携し、センターの広報を行う。
- ホ. 研修部会と連携し、会員を対象とした公開講座を開催する。

- へ. 各種関係機関の連絡協議会等へ参加及び連携を強化する。
- ト. 総合労働相談センターとの連携を強化する。

(10) 年金相談センター

- イ. 年金相談員の知識研鑽を目的とした研修を実施する。
- ロ. 隔週水曜日に年金相談員を配置し、行政協力によらない県会独自の年金相談会を行う。
- ハ. 医療機関や関係団体へ年金相談員を派遣する。
- ニ. 専門部会を設置し、より専門性の高い相談員育成を行う体制づくりを行う。

2. 業務の改善・資質・能力の向上

(1) 倫理規程の遵守

各種会合、研修会等の機会において倫理綱領・会則・諸規程を遵守するよう周知する。

(2) 業務知識の涵養

社会保険労務士業務の知識とADRについての能力向上のため、各種研修会の内容充実と参加者の拡大に努める。

(3) 社会保険労務士電子証明書等の取得推進

セコム認証サービス「セコムパスポート for G-I D 社会保険労務士電子証明書」及び「GビズID」への登録・申請の拡大増加に努める。

(4) 業務侵害への対応

社会保険労務士業務の侵害防止について、早期の情報入手に努める。また、社会保険労務士と事務所従事者にネームプレートの着用徹底を図る。

(5) 専門部会への支援・援助

社会保険労務士業務の専門性を高めるため、自主的に活動している人事労務、安全衛生、年金、特定社労士の4専門部会の活動を支援・援助する。

3. 全国社会保険労務士会連合会に関する事業

(1) 社会保険労務士試験事業への協力

令和6年8月に行われる第56回社会保険労務士試験受験者へ受験案内配布等の協力を行う。

- ・令和6年4月 試験公示・受験案内配布
- ・令和6年5月 受験申し込み受付に伴う説明・助言等

(2) 「特定社会保険労務士」の特別研修と試験実施の受験案内配布等の協力

(3) 街角の年金相談センター事業の受託

全国社会保険労務士会連合会が日本年金機構から受託する静岡と沼津の「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター浜松（オフィス）」の業務運営を引き続き行う。

(4) 企業主導型保育施設への労務監査事業の受託

全国社会保険労務士会連合会が企業主導型保育施設の労務監査の委託を受けた場合、令和6年度も引き続き本事業に参加する。

(5) 働き方改革に関する事業

① 医師の働き方改革推進事業への協力

医療機関勤務環境センターに、サーベヤーと審査部会委員を推薦する。

② 働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）の入札参加

静岡労働局より公告がある場合は入札を行う。

(6) ビジネスと人権に関する事業

社労士の役割研修上級者編の参加者募集の協力を行う。

東海開催：令和6年 8月30日～31日（愛知県社会保険労務士会館）

北陸開催：令和6年11月29日～30日（金沢）

(7) 中部地域協議会関係

イ. 会長会・定例会の開催へ協力を行う。

ロ. 「労務管理研修会」の参加者募集の協力を行う。

ハ. 「東海4県特別研修会」を開催する。

3. 日本年金機構からの受託業務

年金事務所等における指定年金相談窓口等の運営を行う。

4. 行政等への協力・連絡・その他対外活動

静岡労働局、日本年金機構、全国健康保険協会及び静岡県等と連携を密にし、円滑な業務の推進を図る。

(1) 静岡労働局関係

イ. 法改正等について会員へ周知する。

ロ. 労働保険年度更新業務への協力を行う。

ハ. 労働保険の適用を促進する。

ニ. 静岡労働局の要請に基づき会員を推薦する。

・労働関係紛争担当参与

・静岡紛争調整委員会委員

・家内労働安全衛生指導員

・静岡県最低賃金審議会委員

・静岡地方労働審議会委員

・労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室へのアドバイザー等

・ハローワークにおける雇用保険・年金等アドバイザー及び電子申請アドバイザー

ホ. 静岡労働局と意見交換会を開催する。（令和6年8月7日予定）

(2) 日本年金機構関係

イ. 健康保険及び厚生年金保険未適用事業所へ適用促進を行う。

ロ. 法改正等について会員へ周知する。

ハ. 各種届出の申請に対する指導を行う。

ニ. 地域年金事業運営調整会議委員を推薦する。

ホ. 代表年金事務所との2者会議を行う。

(3) 全国健康保険協会関係

- イ. 法改正等について会員へ周知する。
- ロ. 各種届出の申請に対する指導を行う。

(4) 静岡県関係

静岡県からの要請に基づき、会員を推薦する。

- ・ 中小企業労働施策アドバイザー（経済産業部）
- ・ 労働法セミナー講師（経済産業部）
- ・ しずおか男女共同参画推進会議全体会委員及び部会委員（くらし・環境部）
- ・ ふじのくに医療勤務環境改善支援センター運営協議会委員（地域医療課）
- ・ 医療労務アドバイザー（地域医療課）

(5) その他

- イ. 静岡地方裁判所からの要請に基づき、委員を推薦する等の協力を行う。
- ロ. 自治体等からの要請に基づき、委員を推薦する等の協力を行う。
- ハ. 静岡県士業種連絡交流会、静岡県専門事業者団体連絡協議会、その他関係団体の会議へ出席する等の協力を行う。
- ニ. 連合静岡と連絡協議会を行う等の連携を図る。
- ホ. 第5回 神奈川会・静岡会連絡交流会を開催する。
- ヘ. 静岡SR経営労務センターの活動を支援する。
- ト. 政官庁等の行う大会、シンポジウムへ参加する。